

広島市青少年センター後援基準

平成29年1月15日

1 許可基準

次のものについて後援を承諾するものとする。

- (1) 主催者が、特定の宗教（ただし、文化財保護法の規定に基づき、指定された文化財の所有者等として、その公開の事業を行う場合はこの限りではない）や政党に関係がなく、事業内容が次の全ての要件に該当するものであること。

ア 文化の振興、生涯学習の振興、体育・スポーツの振興、国際交流の振興、まちづくり活動の振興、勤労者の福祉の向上に寄与すること。

イ 広く市民に公開されていること。

ウ 実施場所が広島市内で行われるもの（ただし、広島市民の参加が多数見込まれるものについては、広島市域外であっても対象とする）。

エ 特定の宗教、政党に関係ないこと。

オ 営利を目的としないこと。

カ 公序良俗に反しないこと。

キ 財団が事業の企画・運営等に指導・助言できるものであること。

ク 広島市青年団体連絡会議に加盟している団体の主催・共催であること。

ケ 青少年の自主的な団体で、継続的に青少年センターを使用している団体の主催・共催であること。

- (2) その他、上記の要件を全て満たしていない場合で青少年センターが必要と認めるもの。

(例) 小・中・高・大学等、教育機関が組織的に行う事業であるもの。

(例) 事業が青少年センターを使用して行われるもの。

2 協力

上記1により後援する場合は、次の協力を行うことができる。

- (1) センターだよりへの掲載などの広報
(2) その他必要と認められる事項

3 許可条件

後援名義の使用にあたっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 後援は申請された事業に限るものとする。
(2) 事業内容・運営方法の変更等について青少年センターが指導・助言する場合があることを承諾すること。
(3) 事業計画を変更するときは、あらかじめ青少年センターの承諾を受けること。
(4) 営利を目的としないこと、また特定の宗教・政党を支持・支援しないこと。
(5) プログラム、ポスター、案内状、パンフレット、入場整理券等を作成したときは、事

業実施前に提出すること。

(6) 事業終了後は、速やかに終了報告書を提出すること。

4 後援承諾手続等

(1) 申請は、原則として、後援名義使用申請書により行い、収支予算書を添付するものとする。ただし、必要に応じて、団体の規約、役員名簿、事業計画、その他参考となる資料の提出を求めるものとする。

(2) 後援を承諾したときは、承諾通知書により申請者に通知するものとする。

(3) 事業が終了したときは、承諾を受けた者から終了報告書の提出を求めるものとする。

(4) 事業計画を変更するときは、承諾を受けた者から事業計画変更申請書の提出を求めるものとする。

(5) 承諾を受けた者が次の各号に該当するときは、後援の取消し、その他必要な措置を講ずる。

ア 虚偽の申請または不正な手段により承諾を受けたとき。

イ 承諾の要件に違反したとき。

5 使用名義

使用を許可する名義には、次のものを使用するものとする。

「公益財団法人広島市文化財団 広島市青少年センター」